

第十八回 参議院人事委員會會議錄 第二号

昭和二十八年十二月四日(金曜日)午後一時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 村尾 重雄君

理事 宮田 重文君
千葉 信君

委員 松岡 平市君
三郎君
岡 三郎君
紅 露 三郎君
後藤 文夫君

國務大臣 木村篤太郎君

政府委員 内閣官房長官 福永 健司君
内閣官房副長官 江口見登留君

總理府事務官 (内閣總理大臣官房審議室) 久田 富治君

保安庁人事局長 加藤 陽三君

事務局長 常任委員 川島 孝彦君
会専門員

○委員長(村尾重雄君) 只今より委員

会を開会いたします。

先ず一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供

します。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(村尾重雄君) 速記を始め

て。次に保安庁職員給与法の一部を改

正する法律案を議題に供します。先ず

政府から提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今議題

となりました保安庁職員給与法の一部

を改正する法律案につきまして、その

提案の理由及びその要旨を御説明申上

げます。

保安庁職員の現行給与は、昨年十一

月一般職の国家公務員の給与改訂の

際、これに対応して定められたもので

あります。然るところ今般政府におい

ては明年一月から一般職の国家公務員

につきまして給与改訂を行うこととな

りましたので、これに相応じまして、

保安庁職員の給与につきましても明年

一月から同様の給与改訂を行うことと

いたし、本法律案を提出した次第でこ

ざいます。

次に本法律案の要旨を御説明申上げ

ます。

第一に、俸給につきましては、従前

と同様の方法で、新しい一般職の国

家公務員の俸給表を基準として、これ

らに対応して、これと均衡を考慮し、新

らしい俸給表を定めたのであります。

これに伴い、保安庁の学生に對する

学生手当及び管外居住を許可され

た土補以下の保安官又は警備官に對す

る管外手当の額を改正し、又昇給期間

に應ずる昇給間差額も一般職に準じて

改正することといたしております。

次に、保安庁学校の教官その他の保

安庁の教育職員について、本年八月公

布されました一般職の職員の給与に關

する法律の一部を改正する法律によつ

て制定されました一般職の教育職員級

別俸給表にならつて、新たに保安庁の

教育職員俸給表を設けることといたし

ました。

第三に、本年十二月に支給する期末

手当及び勤勉手当であります。これ

につきましては、この法律案の附則に

おきまして、一般職の職員と同様の措

置を行うこととしてあります。

その他同一俸給表の適用を受ける保

安庁の職員相互間において、職種を異

にして異動した場合におきます俸給額

の決定について、一般職に準じた措置

がとれるよう規定の整備を行ひました。

以上本法律案の提案理由並びにその

概要を御説明申上げました。何とぞ速

かに御審議の上御賛成下さいますよう

お願い申し上げます。

○委員長(村尾重雄君) 御質疑のある

かたは御発言願ひます。

○千葉信君 保安庁長官にお尋ねいた

します。今日は大体提案理由の説明を

承わるといふことになつておりました

が、少し問題が重要なので、特にこの

際お尋ねをしておきたいと思ひます。

長官も御承知の通り、保安庁の職員の

給与法に關する昨年度改正案の成立し

た当時におきましては、これは一般職

の職員の給与法を審議している最中

に、時間切れという状態の中で、質疑を

殆んど行わないで、当時の法律案が通

過したわけでございます。従つて私も

その内容等については相当審議を必

要としましたけれども、一応以上のよ

うな状態になつたのでありますので、

當時、当然問題にならなければならな

い事項がそういう關係で今日まで持越

されて参つております。それはどうい

うことかといふと、長官も御承知

のはずであります。管理職の職員

等、例へば事務次官であるとか局、課長

諸君等に対しては、一般の職員に對す

る超過勤務手当に該当する給与を、一

般職の職員の場合には十年の二により

まして特別調整額を支給することに

なっております。そして、その特別調

整額の最高額は本俸の二割五分まで支

給するといふ条件になつておりまし

て、つまり具体的に言へば、事務次官等

は本俸の二割五分を超過勤務手当に該

当する給与として支給され、局長、課

長等はおの／＼人事院規則によつてそ

の支給率をきめられております。とこ

ろが保安庁職員の給与法の中では、本

俸計算をいたしましたときに、その本

俸計算の中に超過勤務手当に該当する

ものが積算されてゐる。本俸の中にす

で超過勤務手当に該当するものが

積算されてゐる。ところが、更に今度

その保安庁職員に對して、一般職の職

員等が特別調整額という第十条の項目

によつて超過勤務手当に該当する加算

給を決定されましたときに、同時に保

安庁職員の場合にも、超過勤務手当に

該当する特別調整額が支給されること

になつた。そうすると、前には本俸の計

算の中に超過勤務手当に該当するもの

を入れておきながら、更に同じ措置を

重ねておきかるといふことは、結論からい

うと超過勤務手当の二重取りといふこ

とになつて来る。この問題について、又

保安庁職員の給与法の改正のときに、

その問題がすつきりした形で処理され

ずに、保安庁のほうから提案されて来

るといふことになると、委員会として

も当然その問題については承服できな

い問題になる虞れがあるから、法律の

提案の前に、内閣で、この問題について

調整を試みるように、今月の二日の人

事委員会では、私は、はつきりそのこ

長、局長等でございますが、これはそれぞれ一般職の職員の手当に对应するものとして一・三・八の超過勤務手当に該当するものを加えて本俸は計算せられております。ところが先般人事院のほうで一般職の職員に対してきめられましたところの特別調整額は百分の二十五ということでございます。同じように私もいたしましては、一般職の職員と均衡をとつて俸給を決定することを建前としております。にもかかわらず、特別調整額は二十五と定められ、我々のほうの超過の手当は二・三八でございますので、その間に不均衡が出て来たわけでございます。職務の内容等から考えまして、私どもは職員の受けるべき給与は一般職の職員と均衡を保つべきであるといふふうに考えまして、地方官庁につきましては百分の二十に相当する調整額、我々のほうで本俸の計算に入っております一・三八との差額、これは細かく申し上げますと勤務地手当が加算せられますので、それらの点を考えまして、官房長、局長等につきましては百分の七の特別調整額をつけることによりまして一般職の地方官庁と均衡をとる。それから保安隊のほうで申し上げますと、管区總監部、方面總監部、警備隊のほうで申し上げますと地方總監部といふふうなところは、それら一般職におけるプロック官庁並みの百分の十八にきまりました。これも我々のほうは百分の一・三八入っております。その差額を特別調整額としてきめて頂くことによりまして、実質的に均衡を図つておる。こういうことになつておるのであります。ただ保安庁の職員の中には一般俸給表をそのまま適用せられておる者がござります。これらの人には、一般職の職員と同様の特別調整額を付けておりますが、特別調整額に関する規定は施行

令の八条の二にござりますが、官房長、局長、課長が百分の七、第一幕僚部等に勤務する者は、第一幕僚長が百分の四、その他の者が百分の五、技術研究所は、一般職と同様に、所長は百分の十二、方面總監部、管区總監部等は百分の二、中央建設部長、地方建設部長は一般職と同様に百分の十八、百分の十二といふふうに、それら均衡を保ちまして特別調整額をきめておるような次第でございます。

○千葉信君 今、私が尋ねましたのは、法律の提案に間に合ふように官房長官に注意をしたのに、而も只今の人事局長のお話によると、調整額といふような内容まで至つては連絡がなかつたといふお話を聞いていますから、これは明らかに記録に残つていない官房長官と私の質疑応答からすると、官房長官は私の申上げた内容をそつくりあなたに伝えていないのか、或いは伝えられても十分にその趣旨が徹底しなかつたのか、どちらであるかわかりませんが、一応私としては十分なる措置はとられていないといふことが明らかにになりましたから、この点についてはいさぐち官房長官ともこの問題を明らかにする質疑を行なつた後に、もう一度あなたの方にお尋ねしたいと思つております。併し私の質問の趣旨は、飽くまでもそういう委員会における質疑応答の結果に基いて、政府が誠意ある行動をとつたかどうかといふことについてお尋ねをするのが、今日の私の質問の趣旨だつたのです。それに対して具体的に只今人事局長のほうから、いや、併し保安庁のほうの超過勤務手当の関係、特別調整額の関係ではこういうやり方をしているから、必ずしも二重取りにはなつていないといふような意味を含めて御答弁がございましたが、それならそれで私の

ほうでは又質問がござります。それはどういふことかといふと、特別調整額の問題が国会で問題になりましたときに、今おつしやつたように、一般職の職員等の超過勤務手当に該当する給与は、おつしやる通り成るほど一・三％平均で計算されております。ですから特別調整額の制定のときには、若しも委任された人事院がその調整額の人事院規則を出す場合には、これは明らかに、たとえ次官であろうと、局長であるうと、平均した一・三％以上の支給額を決定すべきではない。むしろもつと突つ込んで、超過勤務手当の性質からいつて、次官や局長に超過勤務手当に該当する給与をやるというところ自体がおかしいのだ。従つてそういう給与を設定する場合にも平均額を上回るような決定はなすべきではない。はつきりこれを話しておるのです。で、当時全くその通りだといふ答弁もあつたのです。ところが最後にその問題は、一応これは政府の中でいふ／＼議論になつておる現行の人事院規則の一部が制定されたわけでありまして、その中で最高二割五分という決定をされたわけですが、併し問題は、それはあとからこの二割五分になつたといふのは、法律で給与法の第十條の二が制定されて、それに基づいて人事院規則を出されたのはあつたことなんです。で、保安庁職員のおつしやる法が、たとえ事実上あなたのおつしやる通りであるとしても、超過勤務手当に該当するものを一方では本俸に積算しておいて、人事院規則の出る前に制定された法律の中で、あなたの方では超過勤務手当に該当する特別調整額の制度をこの法律の中に織込んでおる。そこが問題です。

○政府委員(加藤陽三君) 只今の御趣旨は私もよくわかります。当時私のほうで職員給与法を改正いたします際に、第十條の二で特別調整額といふ規定を入れました。これを入れたそも／＼の考えは、先ほど申上げた通り、保安庁職員の中にも一般職の俸給表をそのまま適用しておる者もあるのであります。我々は当時人事院のほうの特別調整額の具体的な決定はありませんでしたので、場合によりましては人事院の特別調整額の決定に従つた特別調整額を、今お話になりました超過も含めてある分についてもやらなければならぬかも知れない。併しそれは別として、一般俸給表をそのまま適用されておる者には、特別調整額というものが要るであらう、こういうふうな趣旨でこれをきめたわけでございます。

○千葉信君 この問題はすつきりさせる必要がありまして、今御答弁の通りになつたとしても、例えばその問題をつつきりさせるためには、これは遡つていふ／＼究明しなければならぬ内容を含んでおります。この問題ははつきりあとで又……。私のほうでは一応引つめておいて、法案審議のときにやるつもりです。私も、ここでは、政府のとられた今回の措置は実に遺憾千万であるといふことだけをこの際申し上げておいて、具体的には法案審議のときにこれは私も考えます。

○委員長(村尾重雄君) 先ほどに引續いて木村保安庁長官の提案理由説明に對して補足説明を願ひます。

○政府委員(加藤陽三君) それでは只今の長官の提案理由の御説明に続きまして、法律案につきまして若干説明を補足させていただきます。第一は保安庁職員給与法第四條の改正でございますが、この第四條の改正は教育職員に関する俸給表を新たに設けたことでございます。これは去る八月の国会におきまして、一般職のほう

では教育職員につきまして特別に教育職員の俸給が設けられて、保安庁のほうでも保安大学校等の教育機関がございまして、これらの職員に同じように俸給表を適用せんとするものでござります。

次の第七條、第八條の改正及び第十條にも関連するのでござりますが、これは管外手当の規定でございます。管外手当と申しますのは、一等保安士補以下の保安官、一等警備士補以下の警備官は管内に居住するが建前でござりますが、特別に許可を受けました者は管外に居住するのを許しております。その場合に、これらの者の職員の俸給の計算におきましては、光熱費、食費の計算を削除しております。で、管外に居住いたしました場合にはそれに相当する部分を管外手当として支給しておるのでござります。これを今回改正したのであります。

第九條の改正は同一俸給表の中におきまして職種を異にしておる場合における給与の調整でございます。事務官、次官等、同一の俸給表になつておりますが、人事院の定めする基準に従ひますと、同じ人が技術職から事務職に変わりますと、その初任給等について相違がござります。これをそのような場合について調整する措置を取らんとするものでござります。

第十八條は先ほど申しました。第二十五條の改正は保安大学校の学生手当の給与でございます。学生の給与である学生手当の金額の引上げでございます。今まで三千円給与してございました。これは大体私どもの考えでは四級の一に相当するところを基準といたしまして学生手当をきめておりましたので、約三千円に對する二百円の引上げをいたしたい、こう思うのでござります。

○政府委員(加藤陽三君) 只今の御趣旨は私もよくわかります。当時私のほうで職員給与法を改正いたします際に、第十條の二で特別調整額といふ規定を入れました。これを入れたそも／＼の考えは、先ほど申上げた通り、保安庁職員の中にも一般職の俸給表をそのまま適用しておる者もあるのであります。我々は当時人事院のほうの特別調整額の具体的な決定はありませんでしたので、場合によりましては人事院の特別調整額の決定に従つた特別調整額を、今お話になりました超過も含めてある分についてもやらなければならぬかも知れない。併しそれは別として、一般俸給表をそのまま適用されておる者には、特別調整額というものが要るであらう、こういうふうな趣旨でこれをきめたわけでございます。

○千葉信君 この問題はすつきりさせる必要がありまして、今御答弁の通りになつたとしても、例えばその問題をつつきりさせるためには、これは遡つていふ／＼究明しなければならぬ内容を含んでおります。この問題ははつきりあとで又……。私のほうでは一応引つめておいて、法案審議のときにやるつもりです。私も、ここでは、政府のとられた今回の措置は実に遺憾千万であるといふことだけをこの際申し上げておいて、具体的には法案審議のときにこれは私も考えます。

○委員長(村尾重雄君) 先ほどに引續いて木村保安庁長官の提案理由説明に對して補足説明を願ひます。

○政府委員(加藤陽三君) それでは只今の長官の提案理由の御説明に続きまして、法律案につきまして若干説明を補足させていただきます。第一は保安庁職員給与法第四條の改正でございますが、この第四條の改正は教育職員に関する俸給表を新たに設けたことでございます。これは去る八月の国会におきまして、一般職のほう

では教育職員につきまして特別に教育職員の俸給が設けられて、保安庁のほうでも保安大学校等の教育機関がございまして、これらの職員に同じように俸給表を適用せんとするものでござります。

次の第七條、第八條の改正及び第十條にも関連するのでござりますが、これは管外手当の規定でございます。管外手当と申しますのは、一等保安士補以下の保安官、一等警備士補以下の警備官は管内に居住するが建前でござりますが、特別に許可を受けました者は管外に居住するのを許しております。その場合に、これらの者の職員の俸給の計算におきましては、光熱費、食費の計算を削除しております。で、管外に居住いたしました場合にはそれに相当する部分を管外手当として支給しておるのでござります。これを今回改正したのであります。

第九條の改正は同一俸給表の中におきまして職種を異にしておる場合における給与の調整でございます。事務官、次官等、同一の俸給表になつておりますが、人事院の定めする基準に従ひますと、同じ人が技術職から事務職に変わりますと、その初任給等について相違がござります。これをそのような場合について調整する措置を取らんとするものでござります。

第十八條は先ほど申しました。第二十五條の改正は保安大学校の学生手当の給与でございます。学生の給与である学生手当の金額の引上げでございます。今まで三千円給与してございました。これは大体私どもの考えでは四級の一に相当するところを基準といたしまして学生手当をきめておりましたので、約三千円に對する二百円の引上げをいたしたい、こう思うのでござります。

附則のほうについて申し上げますと、附則の第一項は施行期日の規定であります。第二項は級の切替に関する規定でございます。附則の第三項は号俸の切替に関する規定でございます。第四項は号俸の切替の際における特例の措置でございます。第五項もこの給与の切替の際における従前の給与を維持するための必要な差額支給に関する規定でございます。いずれも一般職と同様でございます。第六項は勤続手当に関する規定、第七項は期末手当の支給の特例に関する規定でございます。そして、いずれも一般職の場合と同様な趣旨に基きまして規定を設けた次第でございます。

〔速記中止〕
○委員長(村尾重雄君) 速記を始めて。
御質疑のあるかたは御発言願います。内閣総理大臣官房審議室統轄参事官久田富治君が出席しております。

第二部 人事委員会會議錄第二号

した法律家では、中たるのみ是正等
あ備考に書いてございます合理的改訂
の主たる狙いは解決いたしておるつも
りでございますので、その点につい
て御満足頂けると思ひまして備考を外
してあるでございます。

○千葉信君　今度出て来ました改正案
によりますと、おつしやる通り大休人
事院の勧告しました中だるみの是正と
いう点については、これは満足なもの
ではないけれども、或る程度国会で問
題になりました中だるみ是正の方向が
とられておることば事実でありますか、
併し給与法全体を点検しますと、中
だるみ是正という点については一応の
措置はとられたいけれども、給与總体
の中で俸給表は成るほど引上げられると

い職員がおります。而もそれは中だる
み是正の対象からも外されておるとい
う条件のために、一方では一・七五％
引上げられた職員があるかと思うと、
四級三号の五人家族の職員のごときは
たつた一・九％です。これじや全然良

昭和二十八年十二月四日
参議院

たことがございました。まあ、これはこの前の臨時国会が始まるまでの間にその方針は変更されたようです。一体、内閣審議堂等でいろいろ計算をされた場合に、中だるみ是正に対してどれくらいの措置を講ずるつもりでいろいろ策定を進められたか。それから又その予算額等は一体どの程度のものであつたのか。大蔵大臣が一応は言明されたこともございましたので、その経過をここに説明されたいと思います。

○政府委員(久田富治君) 先ほどの中だるみ是正に關しまして、大体合理的改訂が完全ではないけれども、できておるつもりだと申上げましたことに關しまして、四級の三号で扶養家族の多

ところでは、四級の三号というところでは大扶養家族はない。まあ年齢にいたしまして二十一、二歳というところ、ところが四級の三号ぐらゐに当るのじやないだらうか。そういう場合の扶

かといふことについては、数字を持つておりますが、その額がどのくらいになるかといふことにつきましては、大蔵省のほうで正確でございますので、大蔵省の説明員を呼んで頂きますて、勘弁して頂きたいと思つております。今回給与改訂いたしました改訂ベースは、現行ベース、つまり二十九年一月一日の推定現行ベースでございますが、それが一万四千百五十九円、それから改訂ベースが一万五千四百八十三円、その増加いたしました率が九・三％でございますが、その率の内訳がどういふことになるかといふことでございます。その率は三つにわかれまして、一つは勤務地手当を本俸に組入れるに

該当いたします分が三・九%、合計いたしました九・三%という率になっております。その金額が幾らかということは大蔵省のほうからのほうが正確と存じますので御勘弁願いたいと思います。

つてられた地域終に關する推測は、これはこの間の委員會でも問題になりませんでしたように、實際はとるべきでなかつた方針を國會の意向を無視してあいつら、やり方をされたということ、それからその点で百分の一の原資を今度の給与改訂の場合にこれを計上されたこと、それから現行給与法の中での俸給表に對する、これは暫定的なものであるから速やかに是正しなければならないという條件から言いますと、これは人事院の給与改訂に關する勧告以前にも、うすでに当然これは昨年十一月頃から人事院の勧告の出ました七月十八日以前にとられなければならない措置がなつた。それに対して今回三・九%とい

○委員長(村尾重雄君)　ほかに御発言
ございませんか。

○溝口三郎君　関連してお伺いたし
たいのですが、只今御説明の中だるみ
ということについての総理府の見解と

ている、その分が中だるみというふう
に考へて、三・九%はベース・アップ
の中からそれに充當する。そして今
のお話では約二十八億ぐらいのものがそ
れに充當すると言われましたが、それは
配分をするときにどういふふう
に配分をするのか。その点を伺ひ
たいと思ひます。それと申しま
すのは、教員の三本建の場合にも、当
初においては中だるみ是正というよう
なことで給与の改訂をしようという問
題が出ておつたんです。そして、それ
は各個人々々の教職員で、例えば公立
の高等学校の教職員が約九万人あつた
んですが、その八割ぐらゐの人が二号
乃至三号不足しているのだ、それを陪
没是正をしようというので、それから陪
没を行つたんだが、実際に給与法が
できて実行する場合に、一律に二十
九年の一月一日から一号ずつベース・
アップしようという取扱ひをしたこと
があるんです。それから郵政職員が調
停案通り本年度六月一日から中だるみ
是正をするこゝになつたのだ。それは
郵政職員の中の頭打ちになつてゐるの
は約二割八分ぐらゐの人員があつた。
それに平均して号俸の不足しているの
が一・二八号とか言つておりました
が、それを是正をするのだというよう
な要求があつたのですが、実行する場
合には一律に、二十三人の職員一律
に平均約千四百ベース・アップをし
た、そこで今御説明になつたように、
中だるみの分が四十七万人の公務員全
体に対して一人あたり三・九%という
のは、五百五十七円上げるこゝになつ
てゐる。一律にやはり号俸を上げるよ
うになるのかどうかという点を一つお
伺ひしたいのと、もう一点、同じよう
な問題ですが、勤務地手当の一級地に
該当する分五%を本俸に繰入れるのだ
という、その取扱ひ方はどういふふう

に取扱ひののですか。本俸の号俸表は出
ておる、それを五%づつ全部上げる場
合にはどういふふうにして実行するの
か。その点をお伺ひしたいと思ひ
ます。

○政府委員(久田富治君) 中だるみ是
正といういわゆる言葉でございませ
ん、これは別に定義したものはござい
ませんので、ただ極く常識的に言われ
ておる言葉でございまして、どうして
そういう原因ができたかということ
でございまして、十分御承知のように、
人事院勧告の俸給表をカーブに書いて
ございまして、一応のカーブができるの
でございまして、三級二号のところ
標準生計費の問題が出て参りました
そこを十分標準生計費の指数
を重くしたしまして、そのところを多
少上げるということになります。従
いまして、中堅層との関係で、まあ具
体的には五級、六級、それから七級あた
りまで、カーブに書いて参りました
場合に多少たるんだような恰好になつ
て参ります。その現象を中だるみと称
しておるのでございまして、で、作業
のときには、これは実は今回の政府案
は、カーブといたしましては、全く人
事院の勧告のカーブをそのまま使わ
して頂きましたので、人事院勧告の中
に中だるみは是正されておるものだとい
う前提で私も作業いたしました関係
上、どの部分が、而もどういふ方法
で是正することが中だるみ是正になる
かという人事院勧告の作業内容にまで
は存じておりませんので、この点は人
事院のほうからお聞き頂くほうが正確
かと存じます、只今申上げましたよ
うな趣旨で中だるみは是正されておる
と、まあ大体におきまして是正されて
おるといふように考へておる次第で
ございまして、

それから勤務地、一級地の本俸繰入
れの問題でございまして、これはちよ
つと数字的に細かく申上げましたよ
うか。
○溝口三郎君 数字はそんなに細かく
なくて、どういふやり方でやるかを伺
ひたい。

○委員長(村尾重雄君) 余り細かなよ
うでしたら書類にしてみらなければ
…… ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○政府委員(久田富治君) これを簡単
に申上げます。勤務地手当の本俸繰入
れに関する参考資料と書いてございま
すが、この(ア)と書いてございませ
ん、いわゆるベース觀念からいたしま
すところの内訳、俸給が一萬一千二百
五十二円、扶養手当が九百九十六円、
勤務地手当が九百九十九円、合計いた
しまして一萬四千四百五十一円、これは
現在のベースを、昇給その他の給与額
なり人員構成なりの異同に伴ひまし
て、当然一月一日現在ではこのくらい
になるという推定の内訳を書いたもの
でございまして、それから(イ)と書いて
ございまして、俸給が一萬二千二百六
十五円、それから扶養手当が九百九
十六円、勤務地手当が九百九十九円、
合計いたしまして一萬五千三百八十三
円、これは現在無給地、これを一級地
に引上げて、そしてそのまゝベー
ス・アップした場合のベースの内訳
でございまして、つまり一段階本俸に組
み入れる直前の内容を観念的に分析して
見た分でございまして、従いまして、
俸給と勤務地手当の割合は、現行ベー
スの仕組み方と同じやり方になつてお
りまして、そういう構成内容から見て
参りますと、俸給に該当する部分は九
%の増加、それから合計いたしまして
いわゆるベース觀念に該当いたします

部分といたしましては、推定ベースが
一萬四千四百五十九円が八・六%上りま
して一萬五千三百八十三円というふう
になるわけでございます。それから、
それを今度勤務地手当五%分を一律に
俸給に組み入れた場合と、一段階全部組
み入れた場合のあとの数字が(イ)欄に
書いてございまして、俸給に該当
いたします分が一萬二千八百七十七
円、それから扶養手当は変わりなしで九
百九十六円、それから勤務地手当が千
六百四十円、こういふふうになつてお
ります。合計いたしまして一萬五千四百
八十三円ということでありまして、一
番上の欄の俸給の部分はつまり五・四
%の増加、それから一番下の計といた
しまして、いわゆるベース觀念に該当
いたします分は〇・七%の増加とい
うことになつておるわけでございます。
なお備考といたしまして、勤務地手当
一段階本俸繰入れに必要な財源といた
しましては、これを一人当たり幾らとい
う計算をいたしてみますと、無給地と
いうところを一級地とするために必要
な財源が五十二円、それから一段階本
俸繰入れに必要な財源が百円、合計
いたしまして百五十二円ということにな
るわけでございます。但しこれは一萬
五千四百八十四円の改訂ベースに該当す
る百五十二円でございまして、これを
改訂前のベースに直しますと百三十
八円ということになつておるわけであ
ります。

○溝口三郎君 只今説明をして頂きま
した、二十九年の一月一日の実態の
推定が一萬四千四百五十九円、そのうち
本俸は一萬一千二百五十二円その本俸
は大体号俸では三十三号、一萬一千百
円ぐらいのところだ、そこで人事院の勧
告の号俸は、三十三号は一萬一千四百
円が三十三号になつておる、約一八

部分といたしましては、推定ベースが
一萬四千四百五十九円が八・六%上りま
して一萬五千三百八十三円というふう
になるわけでございます。それから、
それを今度勤務地手当五%分を一律に
俸給に組み入れた場合と、一段階全部組
み入れた場合のあとの数字が(イ)欄に
書いてございまして、俸給に該当
いたします分が一萬二千八百七十七
円、それから扶養手当は変わりなしで九
百九十六円、それから勤務地手当が千
六百四十円、こういふふうになつてお
ります。合計いたしまして一萬五千四百
八十三円ということでありまして、一
番上の欄の俸給の部分はつまり五・四
%の増加、それから一番下の計といた
しまして、いわゆるベース觀念に該当
いたします分は〇・七%の増加とい
うことになつておるわけでございます。
なお備考といたしまして、勤務地手当
一段階本俸繰入れに必要な財源といた
しましては、これを一人当たり幾らとい
う計算をいたしてみますと、無給地と
いうところを一級地とするために必要
な財源が五十二円、それから一段階本
俸繰入れに必要な財源が百円、合計
いたしまして百五十二円ということにな
るわけでございます。但しこれは一萬
五千四百八十四円の改訂ベースに該当す
る百五十二円でございまして、これを
改訂前のベースに直しますと百三十
八円ということになつておるわけであ
ります。

○政府委員(久田富治君) 只今の最後
のところをちよつと聞き流したので
すが、人事院勧告の通り行けば一萬三
千四百円が、政府案では一萬二千八百七
十七円、こういふふうになつたのはどう
いうわけかという質問でございませ
んか。

○溝口三郎君 今の参事官の質問は、
そういうふうには私に言つたのじやない
のであります。大体取扱ひ方は、本俸
へ五%一律に繰入れる方法をどうい
うに實際動かすかということをつた
うですが、今説明を承れば、人事院
の勧告の号俸通りに給与の改訂をす
れば、その中に五%は含まれてゐると政
府は言ひなしてゐるのだといふふう
に私は了解したのでありますが、取扱ひ方につ
いてはもうお伺ひしなくて結構であ
ります。人事院の勧告通りに尊重してや
つたのだと、併しその中で五%という
のは足りなくなつたから引去つたのだ
という取扱ひをしておられたというこ
とが、はつきりわかつたから、その点
はもうお伺ひする必要はないと思ひ
ます。それからもう一点、先ほど中だるみ

○政府委員(久田富治君) 只今の最後
のところをちよつと聞き流したので
すが、人事院勧告の通り行けば一萬三
千四百円が、政府案では一萬二千八百七
十七円、こういふふうになつたのはどう
いうわけかという質問でございませ
んか。

○溝口三郎君 今の参事官の質問は、
そういうふうには私に言つたのじやない
のであります。大体取扱ひ方は、本俸
へ五%一律に繰入れる方法をどうい
うに實際動かすかということをつた
うですが、今説明を承れば、人事院
の勧告の号俸通りに給与の改訂をす
れば、その中に五%は含まれてゐると政
府は言ひなしてゐるのだといふふう
に私は了解したのでありますが、取扱ひ方につ
いてはもうお伺ひしなくて結構であ
ります。人事院の勧告通りに尊重してや
つたのだと、併しその中で五%という
のは足りなくなつたから引去つたのだ
という取扱ひをしておられたというこ
とが、はつきりわかつたから、その点
はもうお伺ひする必要はないと思ひ
ます。それからもう一点、先ほど中だるみ

○政府委員(久田富治君) 只今の最後
のところをちよつと聞き流したので
すが、人事院勧告の通り行けば一萬三
千四百円が、政府案では一萬二千八百七
十七円、こういふふうになつたのはどう
いうわけかという質問でございませ
んか。

についての總理府の考え方を私はお伺いしたのでありますが、それについて参事官は、中だるみというのは大體常識的に考えることなんだ。そしてそれは四級から七級くらいの中堅層のところを標準生計費と見合まして不足しておるようなものを中だるみと称するのだ。それについては、人事院の勧告の俸給表に平均して一三・四%の、その附近には一八%から一七%くらいやつたから、そういうので中だるみの正は考へているのだという説明である。ところが先ほどその金額が二十九億くらいになるのではないか、又十月の十六日頃に衆議院の人事委員会の懇談会等において、大蔵大臣は、約三十数億の経費が中だるみ正にかかるとのことというようないことが新聞には出ていたのをごさいます。私は大蔵省が總理府で中だるみの正というのは三十数億というようないことを考へていたので、それに対する計数をどういうふうにして出されたのであるか。それを具体的に私はお伺いしたかったのです。私は、中だるみの問題については、十五国会ですか、昨年の十二月の二十四日のこの給与法の改正に当りまして、修正の動議を出して、不均衡の是正を速やかにすべきであるという暫定表の備考を付けて修正可決したときに、それ以来政府にも聞いておるのでございしますが、四級から七級までの間で約十九万七千人の国家公務員がおりますが、人事院の資料に基いて計算をいたしました、十九万七千人の人たちが扶養家族と地給域を合せても本俸ではまだ五十七億足りないのだと、その分が標準生計費に不足している分があるから、その不足している分は少くとも改訂を要

するのだという数字を挙げて説明をして、修正可決をしていたのでございします。常識的に私はああ言うたんじやないのでございします。それについて具体的にどういふ計数を整理をして二十九億出したのかを私はお伺いしたかったのではありません。けれども、それにつきましては、先ほど資料、これは大蔵省からお出しになったと思つておりますが、私は昨年五十七億の標準生計費に足りないという計算をしたのは、この今日配付になつております級号表と、そして想定扶養家族数と、例えば五級の五号は扶養家族が二人だ。六級の六号は三人になつてゐる。七級の七号は四人になつてゐる。この五級の五号から七級の七号までの、この間の国家公務員の数が十九万七千人くらいあつたのです。それで、これに基いて、現行の俸給と扶養家族と勤務地手当を加えたもので標準生計費が勧告のときの人事院の資料に出ておりますが、それと比較しますと、各級ごとに一人当たり二千二百、三百円不足している。それを年間にすると五十七億不足しているのだ、今度の改訂のあの号俸によりまして、この想定扶養家族数という表に基いて計算するとやはり五十二、三億の不足をしているのじやないかというから、若干の是正にはなつたけれども、まだ標準生計費を割つてゐるような嫌いがこの階級にはあるのだというので、こういう点について数字的にはつきりしておく必要があると私は考へていたのでございします。ところが今日大蔵省からこういう参考表をお出しになつたのであります。これはあとで又計算してみたいと思ひますが、こういう表で行けば、これはやはり五級か

ら七級くらいの間では五十数億の標準生計費を割ることになつてゐると思ふ。ところが最近に人事院が勧告を出された資料に基きまして、この級号に対する扶養家族数、年齢、号俸、これが非常に狂つて来ているのです。例えば五級の五号、その扶養家族がこれは二人になつてゐる。最近出して来ている資料では一人になつてゐる。一人くらいずつずれてゐるのだ。そして同じ年齢に対して号俸が三号から四号ずれてゐるのだ。そこで今度出された資料に基いてやりますと、この付近のがみんな月に二百円から三百円ずつ黒字になつてゐるのだ。私は中だるみという問題に、そして標準生計費が不足しているからそれを是正しようというのとで、こういう表に基いて計算をすればやつてゐた。ところが今度はこの扶養家族数なり、号俸や年齢は、まるつきりこれは違つてゐるのだ。年齢について一人の号俸、平均の号俸が二、三号ずつ上つてゐる。そして扶養家族は一人ずつこれは要らなくなつてゐるのだ。それでは一体この中だるみはどこにあるのだということがわからなくなつて来た。この通りで行けば標準生計費を割つてゐる。併し、号俸をすらしたり、扶養家族一人ずつ減らせば余つて来るのだ。私はそこをばつきりしないとな非常に公務員に対して疑惑を与へるのではないか。中だるみは正、標準生計費を割つてゐるのか割つてゐないのか。これは割つてゐる、確かに。今、参事官のお話では、常識的に言つてゐるのだと、約三十億だと、それでは困るので、本当の公務員の生活の実態は標準生計費に対してこういう改訂をしたらどうなるのだと、こういう資

料をお出しになつたから私は言うので、はつきりそういうので、大蔵省がここに出してある。人事院はこれは別の資料になる。人事院の勘定でやると人事院のやつは黒字になる。今年去年とは、ずれてゐる。總理府は、はつきり……總理府が主管だと思ふ。總理府は一体公務員の実態がどうなつてゐるのだ、そしてそれに対して今度の改訂をすれば中だるみの正ができたんだ、一人当たり五百五十七円は何の根據でやつたんだというのを、明確に御答弁をお願いしたいし、なお計数の問題もどうかよく御研究になり、五百五十七円を出された資料を、資料として至急に御提出をお願いしたいと思ひます。それでないかと、中だるみの問題、標準生計費の問題、国家公務員の号俸、年齢、扶養家族等の実態というものが非常に不明確なんです。これを統一して總理府は資料として出して頂きたい。

○委員長(村尾重雄君) それでは大蔵省のほうにお願いしたいと話しておきまして、今、岸本君が衆議院人事委員を兼ねてこちへ来ると思ひますから、その上で後ほど御質問したいと思ひます。

○溝口三郎君 大蔵省がここにお出しになつた号俸に対する扶養家族数という、これは去年まで人事院が使つた資料なんです。これは去年使つた資料は二十四年の九月の資料なんです。今年のはまるつきり違つてゐる資料を出されたから、中だるみの問題は……標準生計費を割つておるといふことは……又こんなものを出して来れば、一体どこが統一してやつてゐるのか、大蔵省がちゃんと出して来た。總理府のお考えをお伺いしたい。

○政府委員(久田富治君) 第一点の、中だるみのために原資が二十九億要るといふ点、それから更に大蔵大臣が委員会の中だるみは正のために三十数億要るといつたというようない点につきましては、正確を期する意味で大蔵省のほうから答弁をして頂きたいと、そういうふうな考へております。

それから只今中だるみは正に關して、昨年の出した資料と今年出した資料について、号俸別の想定扶養家族数の相違があるのではないかと、この点も、実はこういうことは専門的に人事院がやるといふ建前に公務員法の制度がなつておりますので、そういう点につきましても、人事院のほうの専門の者をお呼び願ひたいと考へるわけでございします。

なお、私が先ほど発言申し上げました中で、中だるみに關しまして標準生計費と關連して中だるみを是正したといふことを申上げて、或いは誤解を招いたかと思ひますが、私の申上げたと思ひましたのは、いわゆる中だるみが常識的に出て参りますのは、俸給の各号俸をカーブに書いて参りますと、その一番出発点になりまして二級三級、いわゆる標準生計費をとる場合の基準点になります。独立成年男子の標準生計費を使つておられます。それが、最初民間給与ベースその他から標準生計費を考へずに書いて参ります給与額のカーブと、二級三級のところで多少食い違ひが出て参りますので、その部分を手直ししたしまして標準生計費にぐつと直すという作業をやりました關係上、二級三級の部分については標準生計費に漸く當てはまる。併しそのこ

ところを多少つり上げた操作、その次に位する四級、五級あたりのところが中だるみのようなカーブになつて来る。そういう点を上げたのでございまして、四級、五級、六級について標準生計費を仔細に検討したという点について私は発言したのではございませんで、念のために申上げる次第でございます。

○溝口三郎君 私の言い過ぎだったかも知れませんが、標準生計費については仔細に検討してないんだということですが、併しそれは是非仔細に検討して頂いて、公務員の生計費の実体はこうなんだ、だから昨年の給与ベースの改訂の場合にも、政府は、国家公務員の給与は、標準生計費と民間給与の値上り等を斟酌してやつたんだ、標準生計費については財政がどうあるかと絶対に割らないというようなことを、その当時の菅野官房副長官はどこへ行つても言うていたのです。それは十八歳成年男子のことだけじゃない。標準生計費を割つても我慢していろというのじゃ、それは私は困るのじゃないか。だから、それをどの程度に割つてゐるのだという

ことは、これは昨年の資料から言つて、はつきり五十七億、十九万七千人は割つてゐるのだということは、資料で数字的にわかつておきますから、その附近はできるだけ私は引上げてもらいたいというので、ああいう修正可決をしたのです。ところが、号級別の年齢なり扶養家族が、今度は、ずれて出てゐるから黒字になつてしまつたんで、私は、昨年言うていた標準生計費を五十七億割つてゐるんじゃないかというのが黒字だつたんだというんじや、私が言うたことが間違つてゐたのです。私はそ

の責任を感じてゐるから特に申上げてゐるのです。その根本をはつきりして頂いて、それで政府が公務員は少くとも標準生計費は割らないんだということも言うてゐられるんなら、総理府でも、どの程度が公務員の生活の実体なんだということを一つもにして、そして給与ベースを改訂する場合にこれを斟酌してやつて頂きたいということをお願いしたいのです。

○委員長(村尾重雄君) ほかに……
○千葉信君 この資料を作るのは大蔵省でやつておるんですか。
○政府委員(久田富治君) 大蔵省でございます。

○千葉信君 今大蔵省が来ればわかると思うのだけれども、その大蔵省で資料を作る場合に、今溝口君が言つたように標準生計費の所要額の基礎になる家族構成の状態等なんかについては、これは人事院のほうで調査をした二十四年の九月の資料があるけれども、それ以外に政府のほうでは何かの資料を使つておられますか。

○政府委員(久田富治君) その点、私うつかひいたしまして存じておりません。
○千葉信君 それでは、それはあとにして、私のもちつた資料のうちで、さつき久田君のほうから説明を受けましたけれども、どうも納得できない資料の作り方だと思ふのですが、勤務地手当の本俸組入れに関する参考資料という資料によりまして、現行の一万四千五百九十九円というトリタルになる基礎としての本俸の計算、扶養手当の計算、それから勤務地手当の計算、これは数字はこの通りだと思ふのです。ところが今度の政府の給与改訂に関連して⑥と記号を付けてある勤務地手当を一段階本俸に

組入れた場合のベースとしては一万五千四百八十三円になる。それから無給地を一級地としてベースアップをした場合のベースとしては一万五千三百八十三円である。つまり勤務地手当を本俸に一段階割つて入れることにした場合は、四百八十三円に上がるけれども、無給地を一級地としてベースアップをした場合は、それより下つて一万五千三百八十三円、つまり百円だけベースの引上げが不利になる、こういう資料を出しておるのです。一体どうしてこういう不利になるという数字が出たかといへば、地域給の計算については、これはおとしやる通り無給地を一級地に上げるといふやり方をとつて二百二十円になつておる。ところが一万五千四百八十三円のベースになる本俸の場合には一万二千八百七十七円になると計算してある。そして不利になる場合の本俸は一万二千二百六十五円になるという計算になつておる。これは、こういう数字を並べて、こういう本俸にするんだから一万五千三百八十四円になるという数字が出ておる。これは一体何か意味があるのですか。何にも全然これは無意味極まる資料じやありませんか。ベースを百円だけ不利に扱ふという考え方の上に立つて、一万五千四百八十三円のベースが、無給地を一級地にし

てベースアップをして不利になるかのような印象を与える数字のやり方をしたのはどういうわけですか。
○政府委員(久田富治君) これは千葉委員から指摘されました通り、まあ無意味だといへば無意味なんでもございですが、この資料は、衆議院のほうで二十九年一月一日の一万四千五百九十九円の現行ベースを一万五千四百八十三円の改訂ベースに直す作業の過程を縦断的に分析してみてもいいかという趣旨の質問がございまして、そして、それを数学的に大蔵省のほうで現わしたものでございまして、ですから、でき方といたしましては、第一に④の一万四千五百九十九円、これを内容的に俸給と扶養手当、勤務地手当、そういうようにいたしました。それから改訂ベースの一万五千四百八十三円、つまり人事院の勧告のいわゆるベースが、それが結論として先に出て参りました、そしてその一万五千四百八十四円として、トリタルとしてはこういう額になるのだけれども、実は勤務地手当の部分の五割に該当する原資を削つてこれを俸給に付けるのだ、そういう結論が先に出ておるわけでございます。その出発点から結論の過程を縦断的に分析して参りますと、⑥というのが出て来る。そういう分析の過程を示したと考えられるわけでございます。

○千葉信君 その過程を縦断的に仮に分析したところ、本俸の総トリタルの中における本俸の引下げをやれば一万五千四百八十四円に達しないし、それに達するように本俸の金額を割当てれば一万五千四百八十三円になるじやありませんか。それは一体何のために、本俸だけは一万二千二百六十

五円にするのだから、総額としては一万五千三百八十三円になるのだ、本俸のほうを一万二千三百六十五円にすれば、この場合でもやはり一万五千四百八十三円になるということは、はつきりしてゐるのです。それを何で一体一万二千二百六十五円に、特に百円引下げた資料を作つて出したのか。その真意がわからない。これは悪く解釈しなくとも、こういう資料の出し方をし

て、何か無給地を一級地にすると、地域給の問題をいじらないで、今度はこのままにしておくと、今度の政府のやつたやり方よりも百円損するような印象を与えるような資料の作り方をわざとやっているのじゃないか。これはこういう点は、幾ら政府だつて、こんなに国会議員を迷わすような資料を作つたり、国民を迷わすような資料を殊更に作るということは、良心ある者の態度じゃないかと思ふ。これはあなた

が作つたんじゃないから、あなたは客観的に答弁できることと思ふが、こういう資料を作ることと思ふが、こうか悪いと思ふか、はつきりして下さい。
○政府委員(久田富治君) 非常にデリケートな点でございますので、そこに印刷に書いてございまして通り、大蔵省を呼んで頂きたいと思ひます。
○岡三郎君 大蔵省のほうの担当官はちよつと待つてもらいたい。
○委員長(村尾重雄君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(村尾重雄君) 速記を始めて下さい。
○千葉信君 それじゃ、まあこの問題については、これは実際上資料を作つ

てゐるのだから、総額としては一万五千三百八十三円になるのだ、本俸のほうを一万二千三百六十五円にすれば、この場合でもやはり一万五千四百八十三円になるということは、はつきりしてゐるのです。それを何で一体一万二千二百六十五円に、特に百円引下げた資料を作つて出したのか。その真意がわからない。これは悪く解釈しなくとも、こういう資料の出し方をし

て、何か無給地を一級地にすると、地域給の問題をいじらないで、今度はこのままにしておくと、今度の政府のやつたやり方よりも百円損するような印象を与えるような資料の作り方をわざとやっているのじゃないか。これはこういう点は、幾ら政府だつて、こんなに国会議員を迷わすような資料を作つたり、国民を迷わすような資料を殊更に作るということは、良心ある者の態度じゃないかと思ふ。これはあなたが作つたんじゃないから、あなたは客観的に答弁できることと思ふが、こう

か悪いと思ふか、はつきりして下さい。
○政府委員(久田富治君) 非常にデリケートな点でございますので、そこに印刷に書いてございまして通り、大蔵省を呼んで頂きたいと思ひます。
○岡三郎君 大蔵省のほうの担当官はちよつと待つてもらいたい。
○委員長(村尾重雄君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(村尾重雄君) 速記を始めて下さい。
○千葉信君 それじゃ、まあこの問題については、これは実際上資料を作つ

大蔵省当局が来てから明らかにしたのです。ただ併し私はそれだけでは済まない問題があると思うのです。それはどうしてかという、行政組織法の建前から言つても、それから総理府設置法の建前から言つても、それから又二日の日人事委員会官房長官にはつきり確めたところによつても、この給与の問題に対して所管し、責任を持つておられるところは総理府なんです。そして総理府で自分はその主管者であり、実務上の仕事はどちらかと言へば二人の副長官の場合には田中さんのほうにやつてもらつておる。それから又それを實際上担当して事務的に作業しておるのは内閣審議室だ、そういう御答弁があつたし、我々も又全くこれに違ひないと確認しておるので、そこで我々今ここで官房長官は来られない、副長官も来られないという

事情があるのであるから、それではその作業を進められた責任者であるかたに質問しておるわけですから、その責任ある答弁をしなければならぬ、少くとも給与改訂の問題については資料等については責任を持たなければならぬ、その人に質問しておるのに、給与改訂の問題に対して国会に資料はこの通りでございましてと言つて出しておるのに、その資料は、これは作つたのは大蔵省だから、大蔵省に聞いてくれ、作つた人に聞くことは構わないけれども、一体それでは責任の所在がどうなるかというのだ。この点については一休田君は責任を感じておりますか。

○政府委員(久田重治君) 只今の御指摘の点は、二日の当委員会でも長官及び私から述べました通り、大蔵責任を感じております点でございまして、そういう点をどういふふうにするかは将来改善され、よくなつて御期待に副えるかという点を、一番の一つの重点といひまして、只今行政改革本部でやつておるやうに聞いておる次第でございします。何分、上のほうできめて頂くことを私は期待しておるのでございします。

○千葉信君 そうすると、結論として、今までは責任の持てない仕事をやつて、そして大事な公務員の給与の問題なんかを政府のほうできめて来たということになるのです。

○委員長(村尾重雄君) ちよつと速記をとめて。

午後三時三十分速記中止

午後三時四十二分速記開始

○委員長(村尾重雄君) 速記を始めて。ほかに御発言なければ、次回は七日午前十時から委員会を開会することにいたしました。本日はこれを以て散会いたします。

いたします。

午後三時四十三分散会

十二月三日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。

一、保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「別表第二」を「保安庁学校その他政令で定める保安庁の機関に勤務する教育その他の政令で定める教育職員(以下「教育職員」といふ。以下以外のものは教育職員の区分に応じ、別表第二イ若しくはロに改める。

第七條第二項及び第八條第二項中「八十五円」を「九十五円」に、「六十五円」を「七十五円」に改める。

第九條中「職員となつた場合」の下に及び職員が同一の表(別表第一から別表第三までの表のそれぞれに対応する別表第五から別表第七までの表は、それぞれ対応する表ごとに同一の表とみなす。)の適用を受ける他の職員となつた後においてその者が受けるべき俸給額が他の職員の受けている俸給額と著しく権衡を失するを認められる場合」を加え、「その者」を「それらの者」に改める。

第十八條第二項中「六十五円」を「七十五円」に改める。

第二十五條第二項中「三千円」を「三千二百円」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 一次長及び官房長等俸給表

区 分	次 長	局 官 房 長 長	俸 給										月 額
			俸 給	俸 給	俸 給	俸 給	俸 給	俸 給	俸 給	俸 給	俸 給	俸 給	
課 長	甲 級	乙 級	丙 級	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	七、〇〇〇 円
				八、七〇〇 円	九、〇〇〇 円	九、三〇〇 円	九、六〇〇 円	九、九〇〇 円	一〇、二〇〇 円	一〇、五〇〇 円	一〇、八〇〇 円	一一、一〇〇 円	
				一〇、四〇〇 円	一〇、七〇〇 円	一一、〇〇〇 円	一一、三〇〇 円	一一、六〇〇 円	一二、〇〇〇 円	一二、三〇〇 円	一二、六〇〇 円	一二、九〇〇 円	
				一二、二〇〇 円	一二、五〇〇 円	一二、八〇〇 円	一三、一〇〇 円	一三、四〇〇 円	一三、七〇〇 円	一四、〇〇〇 円	一四、三〇〇 円	一四、六〇〇 円	
				一四、九〇〇 円	一五、二〇〇 円	一五、五〇〇 円	一五、八〇〇 円	一六、一〇〇 円	一六、四〇〇 円	一六、七〇〇 円	一七、〇〇〇 円	一七、三〇〇 円	
				一七、二〇〇 円	一七、五〇〇 円	一七、八〇〇 円	一八、一〇〇 円	一八、四〇〇 円	一八、七〇〇 円	一九、〇〇〇 円	一九、三〇〇 円	一九、六〇〇 円	
				一九、九〇〇 円	二〇、二〇〇 円	二〇、五〇〇 円	二〇、八〇〇 円	二一、一〇〇 円	二一、四〇〇 円	二一、七〇〇 円	二二、〇〇〇 円	二二、三〇〇 円	
				二二、二〇〇 円	二二、五〇〇 円	二二、八〇〇 円	二三、一〇〇 円	二三、四〇〇 円	二三、七〇〇 円	二四、〇〇〇 円	二四、三〇〇 円	二四、六〇〇 円	
				二四、九〇〇 円	二五、二〇〇 円	二五、五〇〇 円	二五、八〇〇 円	二六、一〇〇 円	二六、四〇〇 円	二六、七〇〇 円	二七、〇〇〇 円	二七、三〇〇 円	
				二七、二〇〇 円	二七、五〇〇 円	二七、八〇〇 円	二八、一〇〇 円	二八、四〇〇 円	二八、七〇〇 円	二九、〇〇〇 円	二九、三〇〇 円	二九、六〇〇 円	
課 員	甲 級	乙 級	丙 級	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	七、〇〇〇 円
				八、七〇〇 円	九、〇〇〇 円	九、三〇〇 円	九、六〇〇 円	九、九〇〇 円	一〇、二〇〇 円	一〇、五〇〇 円	一〇、八〇〇 円	一一、一〇〇 円	
				一〇、四〇〇 円	一〇、七〇〇 円	一一、〇〇〇 円	一一、三〇〇 円	一一、六〇〇 円	一二、〇〇〇 円	一二、三〇〇 円	一二、六〇〇 円	一二、九〇〇 円	
				一二、二〇〇 円	一二、五〇〇 円	一二、八〇〇 円	一三、一〇〇 円	一三、四〇〇 円	一三、七〇〇 円	一四、〇〇〇 円	一四、三〇〇 円	一四、六〇〇 円	
				一四、九〇〇 円	一五、二〇〇 円	一五、五〇〇 円	一五、八〇〇 円	一六、一〇〇 円	一六、四〇〇 円	一六、七〇〇 円	一七、〇〇〇 円	一七、三〇〇 円	
				一七、二〇〇 円	一七、五〇〇 円	一七、八〇〇 円	一八、一〇〇 円	一八、四〇〇 円	一八、七〇〇 円	一九、〇〇〇 円	一九、三〇〇 円	一九、六〇〇 円	
				一九、九〇〇 円	二〇、二〇〇 円	二〇、五〇〇 円	二〇、八〇〇 円	二一、一〇〇 円	二一、四〇〇 円	二一、七〇〇 円	二二、〇〇〇 円	二二、三〇〇 円	
				二二、二〇〇 円	二二、五〇〇 円	二二、八〇〇 円	二三、一〇〇 円	二三、四〇〇 円	二三、七〇〇 円	二四、〇〇〇 円	二四、三〇〇 円	二四、六〇〇 円	
				二四、九〇〇 円	二五、二〇〇 円	二五、五〇〇 円	二五、八〇〇 円	二六、一〇〇 円	二六、四〇〇 円	二六、七〇〇 円	二七、〇〇〇 円	二七、三〇〇 円	
				二七、二〇〇 円	二七、五〇〇 円	二七、八〇〇 円	二八、一〇〇 円	二八、四〇〇 円	二八、七〇〇 円	二九、〇〇〇 円	二九、三〇〇 円	二九、六〇〇 円	

備考 甲、乙及び丙の各級の区分の基準は、総理府令で定める。

別表第二

イ 事務官等(教育職員を除く。)俸給表

[illegible]

備考

一 一級から十五級までの各級の区分の基準は、総理府令で定める。

二 十五級に格付される官職及びその官職を占める事務官等（教育職員を除く。）の俸給の号俸は、総理府令で定める。

口 教育職員俸給表

/

職 務 の 級 給	一 号 俸
	二 号 俸
	三 号 俸
	四 号 俸

一 一級から十二級までの各級の区分の基準は、総理府令で定める。
二 十二級に格付される官職及びその官職を占める教育職員の手給の号俸は、総理府令で定める。

職務の級	俸給		月	額
	一	二		
職	一	二	三	四
務	五	六	七	八
の	九	十	十一	十二
級	十三	十四	十五	十六
	十七	十八	十九	二十
	二十一	二十二	二十三	二十四
	二十五	二十六	二十七	二十八
	二十九	三十	三十一	三十二
	三十三	三十四	三十五	三十六
	三十七	三十八	三十九	四十
	四十一	四十二	四十三	四十四
	四十五	四十六	四十七	四十八
	四十九	五十	五十一	五十二
	五十三	五十四	五十五	五十六
	五十七	五十八	五十九	六十
	六十一	六十二	六十三	六十四
	六十五	六十六	六十七	六十八
	六十九	七十	七十一	七十二
	七十三	七十四	七十五	七十六
	七十七	七十八	七十九	八十
	八十一	八十二	八十三	八十四
	八十五	八十六	八十七	八十八
	八十九	九十	九十一	九十二
	九十三	九十四	九十五	九十六
	九十七	九十八	九十九	一百
	一百一	一百二	一百三	一百四
	一百五	一百六	一百七	一百八
	一百九	二百	二百一	二百二
	二百三	二百四	二百五	二百六
	二百七	二百八	二百九	三百
	三百一	三百二	三百三	三百四
	三百五	三百六	三百七	三百八
	三百九	四百	四百一	四百二
	四百三	四百四	四百五	四百六
	四百七	四百八	四百九	五百
	五百一	五百二	五百三	五百四
	五百五	五百六	五百七	五百八
	五百九	六百	六百一	六百二
	六百三	六百四	六百五	六百六
	六百七	六百八	六百九	七百
	七百一	七百二	七百三	七百四
	七百五	七百六	七百七	七百八
	七百九	八百	八百一	八百二
	八百三	八百四	八百五	八百六
	八百七	八百八	八百九	八百一〇
	八百一〇	八百一〇	八百一〇	八百一〇

別表第三 保安官及び警備官俸給表

階級給	俸給									
	一 号 俸	二 号 俸	三 号 俸	四 号 俸	五 号 俸	六 号 俸	七 号 俸	八 号 俸	九 号 俸	十 号 俸
保安官 乙	二、四二〇 円	二、六三〇 円	二、八四〇 円	二、一〇〇 円	二、一八〇 円	二、二六〇 円	二、三四〇 円	二、四二〇 円	二、一八〇 円	二、二五〇 円
保安官 甲	一、八六〇 円	一、九四〇 円	二、〇二〇 円	一、七九〇	一、八五〇	一、九四〇	二、〇二〇	二、一〇〇	二、一八〇	二、二五〇
警備官 乙	一、五八〇	一、六五〇	一、七二〇	一、四九〇	一、五五〇	一、五八〇	一、六五〇	一、七二〇	一、七九〇	一、八五〇
警備官 甲	一、二八〇	一、三三〇	一、三九〇	一、四五〇	一、五一〇	一、五八〇	一、六五〇	一、七二〇	一、七九〇	一、八五〇
一等保安正	一、〇八〇	一、一三〇	一、一八〇	一、二三〇	一、二八〇	一、三三〇	一、三九〇	一、四五〇	一、七九〇	一、八五〇
二等保安正	九二〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇四〇	一、〇八〇	一、一三〇	一、一八〇	一、二三〇	二、〇四〇	一、〇八〇
三等保安正	七七〇	八〇〇	八三〇	八六〇	八九〇	九二〇	九六〇	一、〇〇〇		
一等保安士	六四〇	六六五	六九〇	七二五	七四〇	七七〇	八〇〇	八三〇		
二等保安士	五三五	五五五	五七五	五九五	六一五	六四〇	六八五	六九〇	七一五	七四〇
三等保安士	四二〇	四四〇	四六五	四九〇	五一五	五四〇	五六五	五九〇	六一五	六四〇
一等保安士補	三六〇	三七五	三九〇	四〇五	四二〇					
二等保安士補	三一五	三三〇	三四五	三六〇	三七五					
三等保安士補	二六五	二七五	二八五	二九五	三〇五	三一五				
保安官 乙	二二五	二三五	二四五	二五五	二六五					
保安官 甲	二〇〇	二〇五	二一〇	二一五	二二五					
警備官 乙	一八〇	一八五	一九〇	一九五	二〇〇					

備考 保安官及び警備官の甲及び乙の区分は、総理府令で定める。

別表第四 昇給期間表

職員の 区分	期間		
	官房長等	事務官等	保安官及び警備官
十二月以上	現に受けている俸給月額とその直近上位の俸給月額との差額（以下「差額」といふ。）が千七百円以上である者	差額が千五百円以上である者	差額が七十円以上である者
九月以上	差額が八百円以上千七百円未満である者	差額が七百円以上千五百円未満である者	差額が三十円以上七十円未満である者
六月以上	差額が八百円未満である者	差額が七百円未満である者	差額が三十円未満である者

別表第五 官房長等通し号俸表

号俸	俸給月額
一	一五、〇〇〇円
二	一五、五〇〇
三	一六、一〇〇
四	一六、七〇〇
五	一七、三〇〇
六	一七、九〇〇
七	一八、六〇〇
八	一九、四〇〇
九	二〇、二〇〇
一〇	二一、〇〇〇
一一	二一、八〇〇
一二	二二、六〇〇
一三	二三、四〇〇
一四	二四、二〇〇
一五	二五、〇〇〇
一六	二六、〇〇〇
一七	二七、〇〇〇
一八	二八、〇〇〇
一九	二九、〇〇〇
二〇	三〇、〇〇〇
二一	三一、〇〇〇
二二	三二、〇〇〇
二三	三三、〇〇〇
二四	三四、〇〇〇
二五	三五、〇〇〇
二六	三六、〇〇〇
二七	三七、〇〇〇
二八	三八、〇〇〇
二九	三九、〇〇〇
三〇	四〇、〇〇〇
三一	四一、〇〇〇
三二	四二、〇〇〇
三三	四三、〇〇〇
三四	四四、〇〇〇
三五	四五、〇〇〇
三六	四六、〇〇〇
三七	四七、〇〇〇
三八	四八、〇〇〇
三九	四九、〇〇〇
四〇	五〇、〇〇〇
四一	五一、〇〇〇

二二	三一、〇〇〇
二三	三二、〇〇〇
二四	三三、〇〇〇
二五	三四、〇〇〇
二六	三五、〇〇〇
二七	三六、〇〇〇
二八	三七、〇〇〇
二九	三八、〇〇〇
三〇	三九、〇〇〇
三一	四〇、〇〇〇
三二	四一、〇〇〇
三三	四二、〇〇〇
三四	四三、〇〇〇
三五	四四、〇〇〇
三六	四五、〇〇〇
三七	四六、〇〇〇
三八	四七、〇〇〇
三九	四八、〇〇〇
四〇	四九、〇〇〇
四一	五〇、〇〇〇

別表第六 事務官等通し号俸表

号俸	俸給月額
一	四、九〇〇円
二	五、〇〇〇
三	五、一〇〇
四	五、二〇〇
五	五、三〇〇
六	五、四〇〇
七	五、五〇〇
八	五、六〇〇
九	五、七〇〇
一〇	五、八〇〇
一一	五、九〇〇
一二	六、〇〇〇
一三	六、一〇〇
一四	六、二〇〇
一五	六、三〇〇
一六	六、四〇〇
一七	六、五〇〇
一八	六、六〇〇
一九	六、七〇〇
二〇	六、八〇〇
二一	六、九〇〇
二二	七、〇〇〇
二三	七、一〇〇
二四	七、二〇〇
二五	七、三〇〇
二六	七、四〇〇
二七	七、五〇〇
二八	七、六〇〇
二九	七、七〇〇
三〇	七、八〇〇
三一	七、九〇〇
三二	八、〇〇〇
三三	八、一〇〇
三四	八、二〇〇
三五	八、三〇〇
三六	八、四〇〇
三七	八、五〇〇
三八	八、六〇〇
三九	八、七〇〇
四〇	八、八〇〇
四一	八、九〇〇
四二	九、〇〇〇
四三	九、一〇〇
四四	九、二〇〇
四五	九、三〇〇
四六	九、四〇〇
四七	九、五〇〇
四八	九、六〇〇
四九	九、七〇〇
五〇	九、八〇〇
五一	九、九〇〇
五二	一〇、〇〇〇
五三	一〇、一〇〇
五四	一〇、二〇〇
五五	一〇、三〇〇
五六	一〇、四〇〇
五七	一〇、五〇〇
五八	一〇、六〇〇
五九	一〇、七〇〇
六〇	一〇、八〇〇
六一	一〇、九〇〇
六二	一一、〇〇〇
六三	一一、一〇〇
六四	一一、二〇〇
六五	一一、三〇〇
六六	一一、四〇〇
六七	一一、五〇〇
六八	一一、六〇〇
六九	一一、七〇〇
七〇	一一、八〇〇
七一	一一、九〇〇
七二	一二、〇〇〇

三五	一四、一〇〇
三六	一四、六〇〇
三七	一五、一〇〇
三八	一五、六〇〇
三九	一六、一〇〇
四〇	一六、六〇〇
四一	一七、一〇〇
四二	一七、六〇〇
四三	一八、一〇〇
四四	一八、六〇〇
四五	一九、一〇〇
四六	一九、六〇〇
四七	二〇、一〇〇
四八	二〇、六〇〇
四九	二一、一〇〇
五〇	二一、六〇〇
五一	二二、一〇〇
五二	二二、六〇〇
五三	二三、一〇〇
五四	二三、六〇〇
五五	二四、一〇〇
五六	二四、六〇〇
五七	二五、一〇〇
五八	二五、六〇〇
五九	二六、一〇〇
六〇	二六、六〇〇
六一	二七、一〇〇
六二	二七、六〇〇
六三	二八、一〇〇
六四	二八、六〇〇
六五	二九、一〇〇
六六	二九、六〇〇
六七	三〇、一〇〇
六八	三〇、六〇〇
六九	三一、一〇〇
七〇	三一、六〇〇
七一	三二、一〇〇
七二	三二、六〇〇

別表第七 保安官及び警備官通し号俸表

号俸	俸給月額
一	一八、〇〇〇円
二	一八、五〇〇
三	一九、〇〇〇
四	一九、五〇〇
五	二〇、〇〇〇
六	二〇、五〇〇
七	二一、〇〇〇
八	二一、五〇〇
九	二二、〇〇〇
一〇	二二、五〇〇
一一	二三、〇〇〇
一二	二三、五〇〇
一三	二四、〇〇〇
一四	二四、五〇〇
一五	二五、〇〇〇
一六	二五、五〇〇
一七	二六、〇〇〇
一八	二六、五〇〇
一九	二七、〇〇〇
二〇	二七、五〇〇
二一	二八、〇〇〇
二二	二八、五〇〇
二三	二九、〇〇〇
二四	二九、五〇〇
二五	三〇、〇〇〇
二六	三〇、五〇〇
二七	三一、〇〇〇
二八	三一、五〇〇
二九	三二、〇〇〇
三〇	三二、五〇〇
三一	三三、〇〇〇
三二	三三、五〇〇
三三	三四、〇〇〇
三四	三四、五〇〇
三五	三五、〇〇〇
三六	三五、五〇〇
三七	三六、〇〇〇
三八	三六、五〇〇
三九	三七、〇〇〇
四〇	三七、五〇〇
四一	三八、〇〇〇
四二	三八、五〇〇
四三	三九、〇〇〇
四四	三九、五〇〇
四五	四〇、〇〇〇
四六	四〇、五〇〇
四七	四一、〇〇〇
四八	四一、五〇〇
四九	四二、〇〇〇
五〇	四二、五〇〇
五一	四三、〇〇〇
五二	四三、五〇〇
五三	四四、〇〇〇
五四	四四、五〇〇
五五	四五、〇〇〇
五六	四五、五〇〇
五七	四六、〇〇〇
五八	四六、五〇〇
五九	四七、〇〇〇
六〇	四七、五〇〇
六一	四八、〇〇〇
六二	四八、五〇〇
六三	四九、〇〇〇
六四	四九、五〇〇
六五	五〇、〇〇〇
六六	五〇、五〇〇
六七	五一、〇〇〇
六八	五一、五〇〇
六九	五二、〇〇〇
七〇	五二、五〇〇
七一	五三、〇〇〇
七二	五三、五〇〇

二二	三九〇
二四	四〇五
二五	四二〇
二六	四四〇
二七	四六五
二八	四九〇
二九	五一五
三〇	五四〇
三一	五六五
三二	五九〇
三三	六一五
三四	六四〇
三五	六六〇
三六	六九〇
三七	七一五
三八	七四〇
三九	七七〇
四〇	八〇〇
四一	八三〇
四二	八六〇
四三	八九〇
四四	九二〇
四五	九六〇
四六	一、〇〇〇
四七	一、〇四〇
四八	一、〇八〇
四九	一、一三〇
五〇	一、一八〇
五一	一、二三〇
五二	一、二八〇
五三	一、三三〇
五四	一、三九〇
五五	一、四五〇
五六	一、五一〇
五七	一、五八〇
五八	一、六五〇
五九	一、七二〇
六〇	一、七九〇

附則

- 1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第五項及び附則第六項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和二十九年一月一日（以下「切替日」という。）における保安庁の課長及び部員並びに事務官等（保安庁職員給与法（以下「法」という。）第四条第二項に規定する事務官等をいう。以下同じ。）の級又は職務の級は、切替日においてこれらの者が属していた級又は職務の級と同一とする。但し、切替日において改正後の法別表第二の適用を受けることとなる教育職員（法第四条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の職務の級は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の法別表第二に定める職務の級に対応する左の表の改正

六一	一、八六〇
六二	一、九四〇
六三	二、〇二〇
六四	二、一〇〇
六五	二、一八〇
六六	二、二六〇
六七	二、三四〇
六八	二、四二〇
六九	二、五〇〇
七〇	二、六〇〇
七一	二、七〇〇
七二	二、八〇〇
七三	二、九二〇

後の法別表第二に定める職務の級とする。

改正前の法の適用により教育職員が属していた改正前の法別表第二に定める職務の級	改正後の法別表第二に定める職務の級
四級	二級
五級	三級
六級	四級
七級	五級
八級	六級
九級	七級
十級	八級
十一級	九級
十二級	十級
十三級	十一級
十四級	十二級
十五級	十三級

3 官房長等（法第四条第一項に規定する官房長等をいう。）、事務官等（教育職員を除く。）並びに保安官及び警備官の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日においてこれらの者が受けていた俸給額に対応するこの法律の附則別表第一から附則別表第三までに掲げる新俸給額に対応する改正後の法別表第一、別表第二及び別表第三に定める号俸とし、教育職員の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（改正後の法別表第二の四級から十級までの職務

の級に属するものとなる教育職員については、その者が受けていた俸給月額に相当する改正前の法別表第六の俸給月額欄の額の直近上位の額とする。）に対応するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に対応する改正後の法別表第二に定める号俸とする。

4 前項の規定により求められた職員の俸給額がその者の属する官職、級、職務の級又は階級における俸給の幅の中になく場合においては、その額をもつてその者の俸給額とする。

5 保安庁の次長、官房長等及び事務官等の切替日における俸給、扶養手当及び勤務手当の月額の合計額（以下「給与月額」という。）がこの法律の施行により切替日の前日における給与月額に満たないこととなる場合においては、次長にあつてはその差額を、官房長等及び事務官等にあつてはそれらの者の給与月額が切替日の前日における給与月額に達することとなる日までその差額を、それぞれ手当としてそれらの者に支給する。法第十九条の規定は、それらの差額の支給方法について準用する。

6 昭和二十八年における勤勉手当については、法第十八条の二第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年

法律第九十五号）第十九条の五第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十五」と読み替えて法第十八条の二の規定を適用する。

7 昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、職員には適用しない。

附則別表第一 官房長等の俸給の新

旧対照表

号俸	切替日の前日における俸給月額	新俸給月額
一	一、二七〇円	一五、〇〇〇円
二	一、三二〇円	一五、五〇〇円
三	一、三七〇円	一六、〇〇〇円
四	一、四二〇円	一六、七〇〇円
五	一、四七〇円	一七、三〇〇円
六	一、五三〇円	一七、九〇〇円
七	一、五九〇円	一八、六〇〇円
八	一、六六〇円	一九、四〇〇円
九	一、七三〇円	二〇、二〇〇円
一〇	一、八〇〇円	二一、〇〇〇円
一一	一、八七〇円	二一、八〇〇円
一二	一九、五〇〇円	二二、六〇〇円
一三	二〇、三〇〇円	二三、四〇〇円
一四	二一、一〇〇円	二四、二〇〇円
一五	二一、九〇〇円	二五、一〇〇円
一六	二二、八〇〇円	二六、〇〇〇円
一七	二三、七〇〇円	二六、九〇〇円
一八	二四、六〇〇円	二七、八〇〇円
一九	二五、五〇〇円	二八、八〇〇円
二〇	二六、五〇〇円	二九、八〇〇円
二一	二七、六〇〇円	三一、〇〇〇円
二二	二八、六五〇円	三一、二〇〇円
二三	二九、九〇〇円	三三、五〇〇円

二四	三一、一五〇	三四、八〇〇
二五	三三、四〇〇	三六、一〇〇
二六	三三、六五〇	三七、四〇〇
二七	三四、九〇〇	三八、七〇〇
二八	三六、三〇〇	四〇、二〇〇
二九	三七、八〇〇	四一、八〇〇
三〇	三九、三〇〇	四三、四〇〇
三一	四〇、九〇〇	四五、一〇〇
三二	四二、五〇〇	四六、九〇〇
三三	四四、二〇〇	四八、七〇〇
三四	四五、九〇〇	五〇、五〇〇
三五	四七、六〇〇	五二、三〇〇
三六	四九、三〇〇	五四、一〇〇
三七	五一、〇〇〇	五五、九〇〇
三八	五二、七〇〇	五七、七〇〇
三九	五四、四〇〇	五九、五〇〇
四〇	五六、三〇〇	六一、三〇〇
四一	五八、三〇〇	六三、二〇〇

附則別表第二 事務官等の俸給の新
旧対照表

号俸	切替日の前 俸給月額	新俸給月額
一	四、四〇〇	四、九〇〇
二	四、五〇〇	五、〇〇〇
三	四、六〇〇	五、一〇〇
四	四、七〇〇	五、二〇〇
五	四、八〇〇	五、三〇〇
六	四、九〇〇	五、四〇〇
七	五、〇〇〇	五、五〇〇
八	五、一〇〇	五、六〇〇
九	五、二〇〇	五、七〇〇
一〇	五、三〇〇	五、八〇〇
一一	五、四〇〇	五、九〇〇
一二	五、五〇〇	六、〇五〇
一三	五、七〇〇	六、二〇〇
一四	五、八五〇	六、四〇〇
一五	六、〇〇〇	六、六〇〇

一六	六、二〇〇	六、九〇〇
一七	六、四〇〇	七、二〇〇
一八	六、六五〇	七、五〇〇
一九	六、九〇〇	七、八〇〇
二〇	七、一五〇	八、一〇〇
二一	七、四〇〇	八、四〇〇
二二	七、六五〇	八、七〇〇
二三	七、九〇〇	九、〇〇〇
二四	八、一五〇	九、三〇〇
二五	八、四〇〇	九、六〇〇
二六	八、六五〇	一〇、〇〇〇
二七	八、九〇〇	一〇、四〇〇
二八	九、一五〇	一〇、八〇〇
二九	九、四〇〇	一一、二〇〇
三〇	九、六五〇	一一、六〇〇
三一	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇
三二	一〇、二五〇	一二、四〇〇
三三	一〇、五〇〇	一二、八〇〇
三四	一〇、七五〇	一三、二〇〇
三五	一一、〇〇〇	一三、六〇〇
三六	一一、二五〇	一四、〇〇〇
三七	一一、五〇〇	一四、四〇〇
三八	一一、七五〇	一四、八〇〇
三九	一二、〇〇〇	一五、二〇〇
四〇	一二、二五〇	一五、六〇〇
四一	一二、五〇〇	一六、〇〇〇
四二	一二、七五〇	一六、四〇〇
四三	一三、〇〇〇	一六、八〇〇
四四	一三、二五〇	一七、二〇〇
四五	一三、五〇〇	一七、六〇〇
四六	一三、七五〇	一八、〇〇〇
四七	一四、〇〇〇	一八、四〇〇
四八	一四、二五〇	一八、八〇〇
四九	一四、五〇〇	一九、二〇〇
五〇	一四、七五〇	一九、六〇〇
五一	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇
五二	一五、二五〇	二〇、四〇〇
五三	一五、五〇〇	二〇、八〇〇

附則別表第三 保安官及び警備官の
俸給の新旧対照表

号俸	切替日の前 俸給月額	新俸給月額
一	一七〇	一八〇
二	一七五	一八五
三	一八〇	一九〇

五四	二五、一〇〇	二八、四〇〇
五五	二六、二〇〇	二九、五〇〇
五六	二七、三〇〇	三〇、六〇〇
五七	二八、四〇〇	三一、七〇〇
五八	二九、五〇〇	三二、八〇〇
五九	三〇、六〇〇	三三、九〇〇
六〇	三一、七〇〇	三五、〇〇〇
六一	三二、八〇〇	三六、一〇〇
六二	三三、九〇〇	三七、二〇〇
六三	三四、〇〇〇	三八、三〇〇
六四	三五、一〇〇	三九、四〇〇
六五	三六、二〇〇	四〇、五〇〇
六六	三七、三〇〇	四一、六〇〇
六七	三八、四〇〇	四二、七〇〇
六八	三九、五〇〇	四三、八〇〇
六九	四〇、六〇〇	四四、九〇〇
七〇	四一、七〇〇	四六、〇〇〇
七一	四二、八〇〇	四七、一〇〇
七二	四三、九〇〇	四八、二〇〇
七三	四四、〇〇〇	四九、三〇〇
七四	四五、一〇〇	五〇、四〇〇
七五	四六、二〇〇	五一、五〇〇
七六	四七、三〇〇	五二、六〇〇
七七	四八、四〇〇	五三、七〇〇
七八	四九、五〇〇	五四、八〇〇
七九	五〇、六〇〇	五五、九〇〇
八〇	五一、七〇〇	五七、〇〇〇
八一	五二、八〇〇	五八、一〇〇
八二	五三、九〇〇	五九、二〇〇

四一	五九〇	六九〇
四〇	五六五	六六五
三九	五四〇	六四〇
三八	五二五	六一五
三七	五〇〇	五九〇
三六	四八五	五七五
三五	四七〇	五六〇
三四	四五五	五四五
三三	四四〇	五三〇
三二	四二五	五一五
三一	四一〇	五〇〇
三〇	三九五	四八五
二九	三八〇	四七〇
二八	三六五	四五五
二七	三五〇	四四〇
二六	三三五	四二五
二五	三二〇	四一〇
二四	三〇五	三九五
二三	二九〇	三八〇
二二	二七五	三六五
二一	二六〇	三五〇
二〇	二四五	三四五
一九	二三〇	三三〇
一八	二一五	三一五
一七	二〇〇	三〇〇
一六	一八五	二八五
一五	一七〇	二七〇
一四	一五五	二五五
一三	一四〇	二四〇
一二	一二五	二二五
一一	一一〇	二一〇
一〇	九五	一九五
九	八〇	一八〇
八	六五	一六五
七	五〇	一五〇
六	三五	一四五
五	二〇	一三〇
四	五	一一五

四二	六一五	七一五
四三	六四〇	七四〇
四四	六六五	七六五
四五	六九〇	七九〇
四六	七一五	八一五
四七	七四〇	八四〇
四八	七六五	八六五
四九	七九〇	八九〇
五〇	八一五	九一五
五一	八四〇	九四〇
五二	八六五	九六五
五三	八九〇	九九〇
五四	九一五	一〇一五
五五	九四〇	一〇四〇
五六	九六五	一〇六五
五七	九九〇	一〇九〇
五八	一〇一五	一一一五
五九	一〇四〇	一一四〇
六〇	一〇六五	一一六五
六一	一〇九〇	一二〇〇
六二	一一一五	一二二五
六三	一一四〇	一二五〇
六四	一一六五	一二七五
六五	一二〇〇	一三〇〇
六六	一二二五	一三二五
六七	一二五〇	一三五〇
六八	一二七五	一三七五
六九	一二〇〇	一四〇〇
七〇	一二二五	一四二五
七一	一二五〇	一四五〇
七二	一二七五	一四七五
七三	一二〇〇	一五〇〇
七四	一二二五	一五二五
七五	一二五〇	一五五〇
七六	一二七五	一五七五
七七	一二〇〇	一六〇〇
七八	一二二五	一六二五
七九	一二五〇	一六五〇
八〇	一二七五	一六七五